



スーパーバランス

追加型株式投資信託(バランス型)

Super Balance

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■設定・運用は

明治ドレスナー・アセットマネジメント

2005.3

スーパーバランス

追加型株式投資信託（バランス型）

投資信託説明書（交付目論見書）

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

1. 当ファンドの受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年2月28日に関東財務局長に提出しており、平成17年3月1日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に内外の株式および公社債を投資対象としています。一般的に株式および公社債の価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 投資信託は、元本が保証された商品ではありません。
4. 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。
5. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
6. 本書は、証券取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（交付目論見書）です。
7. 証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録してくださるようお願いいたします。

発行者名 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 森 晋吉

本店の所在の場所 : 東京都港区北青山三丁目6番7号

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : スーパーバランス

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額 : 上限 1,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

目 次

1 . ファンドの特徴について知りたい

ファンドの概要	1
ファンドの基本的性格	2
ファンドの投資対象	2
ファンドの投資方針	3
ファンドの配分方針	5
ファンドの投資制限	6

2 . リスクについて知りたい

ファンドのリスク・留意点	8
--------------	---

3 . ファンドの運用体制などが知りたい

ファンドの仕組みと関係法人	9
運用体制およびリスク管理体制	10

4 . 買付について知りたい

お買付のお申込先	11
お買付の単位	11
お買付の流れ	11

5 . 換金について知りたい

ご換金のお申込先	12
ご換金の単位	12
ご換金の流れ	12

6．ファンドの費用 / 税金について知りたい

費用および税金の概要	1 3
お買付時の費用	1 3
投資期間中にかかる費用	1 3
ご換金時の費用	1 4
課税上の取扱い	1 4

7．ファンドの運用状況および経理状況について

ファンドの運用状況	1 5
財務ハイライト情報	1 9

8．ファンドの運営方法などが知りたい

管理および運営の概要	2 2
内国投資信託受益証券事務の概要	2 3
明治ドレスナー・アセットマネジメントの概況	2 4
その他のファンド情報	2 4
用語集	2 5
信託約款	2 7

1. ファンドの特徴について知りたい

ファンドの概要

ファンドの名称	スーパーバランス（以下「ファンド」といいます。）
商品分類	追加型株式投資信託（バランス型）
ファンドのねらい	日本を含む世界各国の株式および公社債に分散投資し、長期的な視点で、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざした運用を行います。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式および公社債を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への投資は70%未満とします。 外貨建資産への投資は50%以下とします。
信託期間	無期限です。
価額変動リスク	株式や公社債など値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので基準価額は変動します。これら運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。
収益分配	毎年1回（原則として11月30日、休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、利子配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の合計額から、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して分配します。
お申込み	いつでもお申込みいただけます。 お申込みの受付は午後3時まで（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時まで）とさせていただきます。上記受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとさせていただきます。
お申込単位	「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースでもお申込単位は販売会社が定める申込単位となります。 自動継続投資契約（販売会社により名称が異なることがあります）に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。 販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合せください。
お申込価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額です。
お申込手数料	2.1%（税抜2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た金額となります。 「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。 詳しくは、販売会社または委託会社にてご照会いただけます。
信託報酬	純資産総額に対して年1.365%（税抜1.30%）
ご換金	いつでも換金（解約）いただけます。 ご換金のお申込受付は午後3時まで（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時まで）とさせていただきます。上記受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとさせていただきます。 代金は原則として換金申込受付日から5営業日目からお支払いいたします。
ご換金単位	販売会社が定める単位となります。

ご 換 金 価 額	換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%を乗じて得た信託財産留保額を控除した額です。
ご 換 金 手 数 料	無手数料です
販 売 会 社	委託会社にてご照会いただけます。
基 準 価 額	販売会社または委託会社にてご照会いただけます。なお、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

ファンドの基本的性格

- ・当ファンドは、内外の株式および公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。当ファンドは、追加型株式投資信託/バランス型に属します。
「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。
- ・信託金の限度額は、1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの投資対象

- ・日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

当ファンドの信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

詳しくは、約款をご覧ください。

ファンドの投資方針

日本を含む世界各国（米、英、独、仏、香港等）の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。

外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から、グローバルアセットアロケーションをはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

りそな信託銀行は、資産運用の分野で豊富な実績を有しております。特に、年金資産の運用においては、総勢約130名にのぼる運用スタッフにより、お客さまの多様なニーズに応じた効率的な資産運用を行っています。2004年3月末のりそな信託銀行の年金資産運用残高は6兆2000億円を超え、企業年金のリーディングバンクとしての実績を残しています。

[アセットアロケーション戦略の特色]

国内外の株式および公社債を投資対象とした国際分散投資によりリスクの低減を図ります。

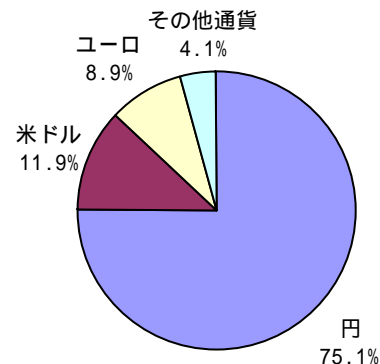
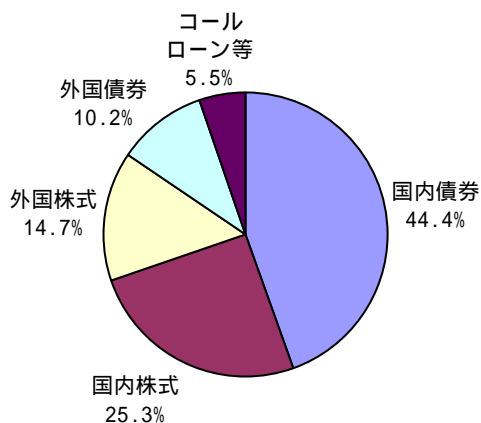
<スーパーバランスに投資することで、世界の株式および公社債への国際分散投資ができます>

・通常であれば巨額な資金が必要となる国際分散投資が少額の資金から可能です

1. 資産別組入状況

2. 通貨別組入状況

(対純資産比率(2005年1月末現在))



- ・一般的に世界のさまざまな投資対象はすべて同一の値動きをするものではなく異なる動きをする傾向にあります。「分散投資」とはこれら価格変動性が異なるものを組み合わせ、資金を複数の投資対象に分けてリスクを分散させる投資方法をいいます。
- ・このような分散投資をすることで収益機会が分散されるとともに、単一の資産、通貨、国等に投資する場合と比べて、リスクを低減する効果が期待できます。

運用のベースとなる資産配分（基本組入比率）を設定し、各資産毎に組入比率を一定の変動レンジで変更することにより、付加価値の追求をめざします。

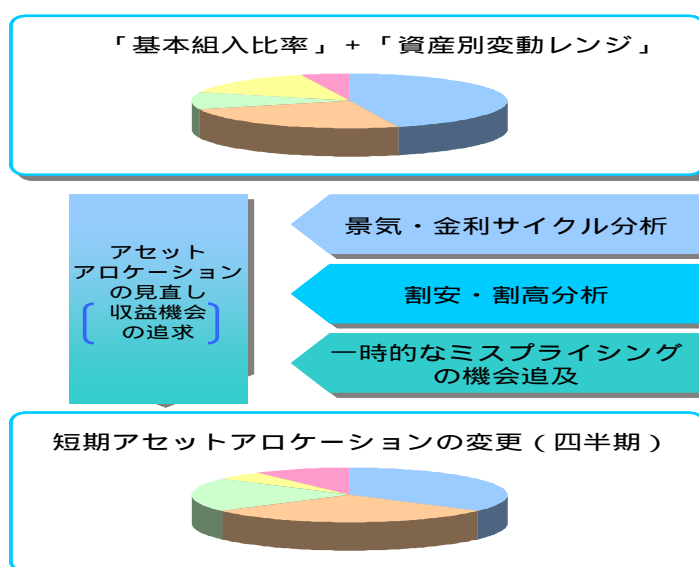
<当ファンド運用のベースとなる基本組入比率および変動レンジ>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	45%	35%～55%
国内株式	25%	15%～35%
外国債券	10%	0%～20%
外国株式	15%	5%～25%
コール・ローン等	5%	0%～15%

基本組入比率および変動レンジは今後の経済・金融情勢の動向により見直す場合があります。

経済・金融情勢の分析、各資産の割安・割高の分析を通じて、四半期毎（3、6、9、12月末）に、アセットアロケーション（資産配分）戦略を決定します。

<アセットアロケーション戦略のイメージ>



当ファンドは、アセットアロケーションによるリスク低減、付加価値の追求を基本とするため、各個別資産でのアクティブ度は極力抑えた運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの分配方針

1. 計算期間について

ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

2. 収益分配方針について

毎年1回（原則11月30日）決算を行い、次の方針に基づき分配を行います。

- (A) 分配対象額の範囲は、利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
- (B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- (C) 留保益の運用については特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

3. 収益の分配方式

(A) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(B) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

4. 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益証券にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で、決算日の翌営業日に自動的に再投資されます。

ファンドの投資制限

1. 約款による投資制限

株式、投資信託証券、新株引受権証券等への投資制限（約款第20条）

1. 委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款第22条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限（約款第23条）

1. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲（約款第24条）

委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第25条）

1. 委託会社は、当ファンドが運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
2. 委託会社は、当ファンドの信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を指図をすることができます。
3. 委託会社は、当ファンドの信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第26条）

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第27条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第28条）

委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用に資するため、当ファンドの信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

外貨建資産への投資制限（約款第29条）

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、当ファンドの信託財産の純資

産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第31条）

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（約款第39条）

委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

詳しくは約款をご覧ください。

2. 法令による投資制限

先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号）

委託会社は、信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びにハ並びにニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図しないものとします。

- イ 信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
- ロ 信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- ハ 信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- ニ 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての証券投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

2. リスクについて知りたい

ファンドのリスク・留意点

- ・当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは、金融機関の預金等と異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
なお、当ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失を生じることがあります。

為替リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。債券価格が変動する度合は、債券のデュレーション(投資元本の平均回収期間)が長いほど大きくなります。保有する債券の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる可能性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、当ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を生じることがあります。

2. その他のリスク・留意点

カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により、当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

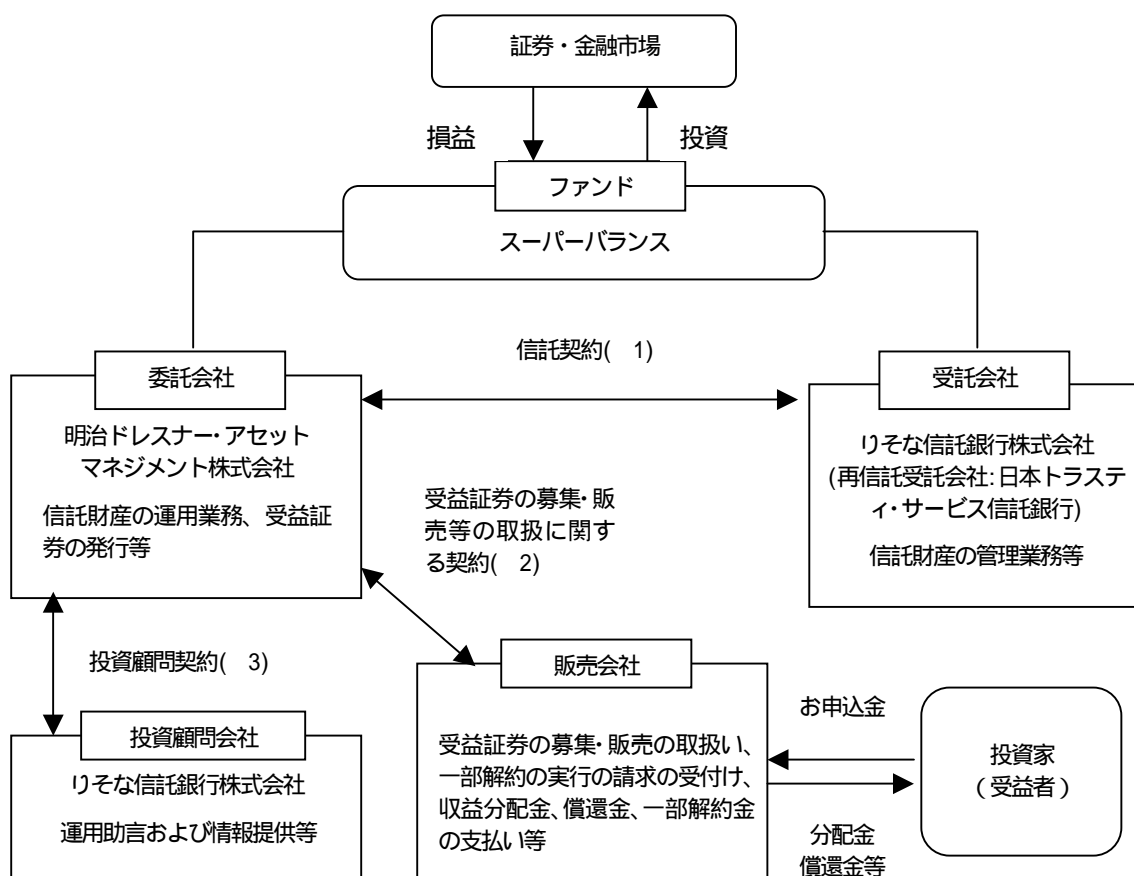
流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失を生じることがあります。

3. ファンドの運用体制などが知りたい

ファンドの仕組みと関係法人

1. 委託会社（委託者） 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
 受益証券の募集及び発行、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者） りそな信託銀行株式会社
 信託財産の保管・管理業務を行い、分配金・解約金及び償還金の委託会社への交付、受益証券の認証等を行います。(受託者は信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社
 受益証券の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付などを行います。
4. 投資顧問会社 りそな信託銀行株式会社
 運用に関する助言を行います。



(1)信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益証券、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

(2)受益証券の募集・販売等の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益証券の募集・販売等の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益証券の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

(3)投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法を規定しています。

運用体制およびリスク管理体制

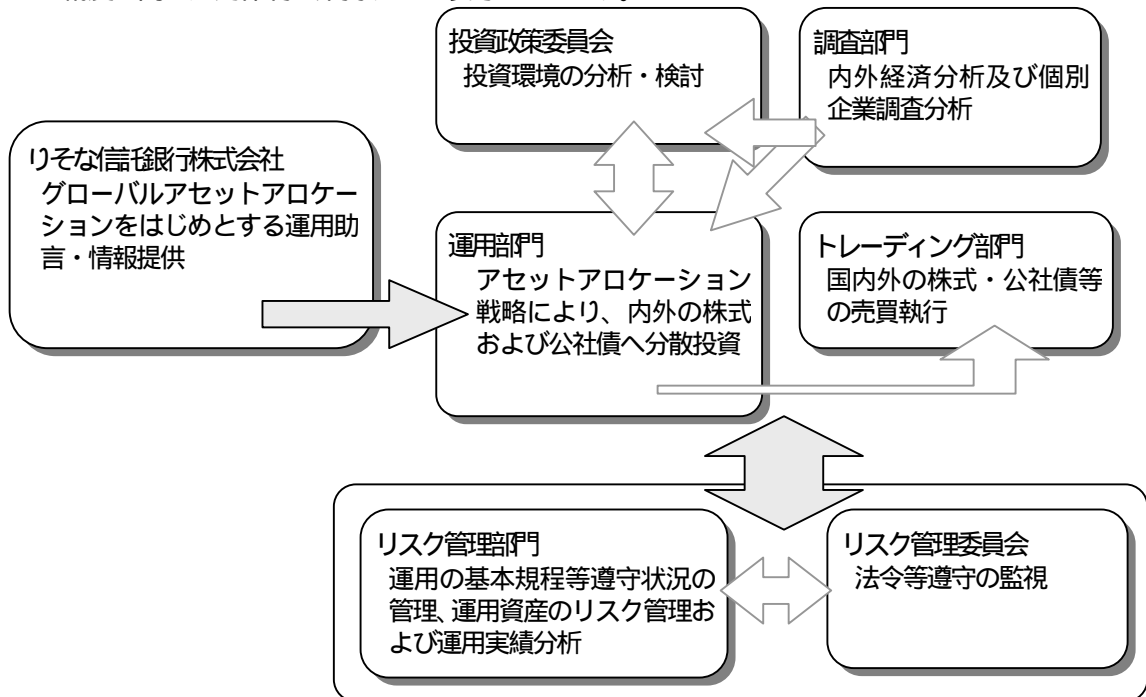
1. 運用体制

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行い、その結果に基づいて国内外の経済・金融・市況の見通し、国内外の運用の基本方針について審議し、資産配分の基本方針を決定します。

運用担当部において、投資政策委員会の基本方針を踏まえ、当ファンドの運用計画を策定します。なお、運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社からグローバルアセットアロケーションをはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

運用担当者は運用計画に基づき、ファンド運用に関する社内規程に沿って、有価証券等の売買を指図します。

当ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理及び運用実績の分析は、運用部門から独立したリスク管理部門が担当しており、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

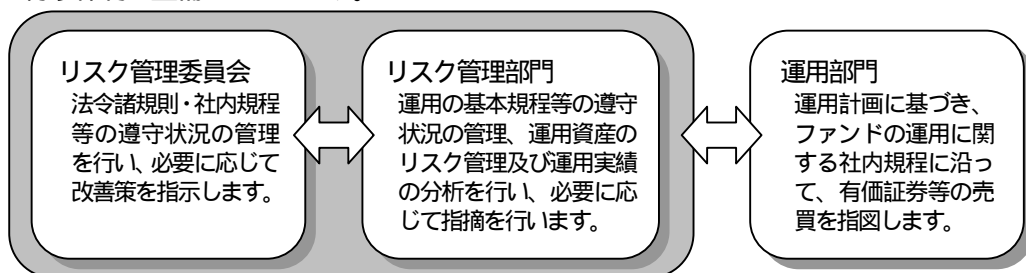


当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、「信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

ファンドの運用体制等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

2. リスク管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、当ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。



ファンドのリスク管理体制等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4. 買付について知りたい

お買付のお申込先

申込取扱場所（販売会社）につきましては、下記においてご照会いただけます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

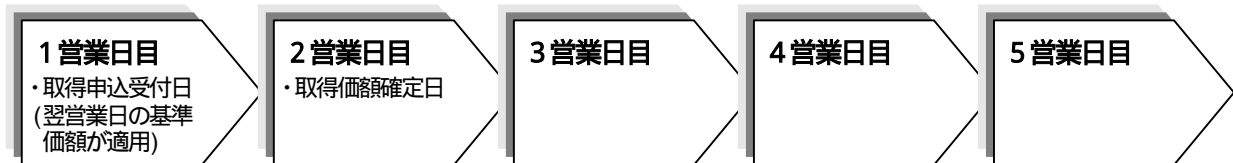
ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

お買付の単位

お申込単位は販売会社が定める申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

お買付の流れ



1. 受益証券の取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。
2. 受益証券の取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。基準価額については、取扱販売会社にお問い合わせください。また、委託会社においても入手することができます。
3. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「分配金再投資コース」を選択する場合には、受益証券の取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
4. 取得申込者と販売会社との間で保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社に受益証券の保管を委託することができます。なお、「分配金再投資コース」の場合、受益証券は全て保護預りとなります。
5. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。
6. 申込期間中における受益証券の取得申込みの受付時間は、午後3時まで（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合には、午前11時まで）とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

5 . 換金について知りたい

ご換金のお申込先

お買付の販売会社にてお取扱いいたします。下記においてもご照会いただけます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

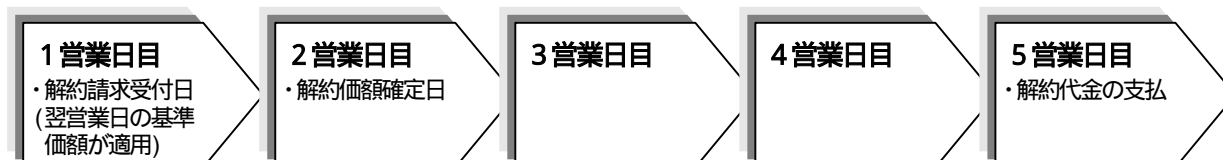
ご換金の単位

ご換金単位は販売会社が定める単位となります。

自動継続投資契約にかかる受益証券については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

ご換金の流れ

・信託の一部解約（解約請求制）



1. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額については、取扱販売会社にお問い合わせください。また、委託会社においても入手することができます。

「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

2. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。
3. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
4. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記1.の規定に準じて計算された価額とします。
5. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

6. ファンドの費用 / 税金について知りたい

費用および税金の概要

時期	項目	費用・税金
購入時	申込手数料	2.1%(税抜2.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める率
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対し 10%
換金時 (解約請求制)	手数料	ありません。
	信託財産留保額	翌営業日の基準価額の 0.3%
	所得税および地方税	個別元本超過額の 10%
償還時	所得税および地方税	個別元本超過額の 10%
毎日	信託報酬	純資産総額に対して 年率1.365%(税抜1.30%)
	監査費用	純資産総額に対して 年率0.00525%(税抜0.005%)

平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、収益分配金、解約・償還差益については、10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収となります。(法人の場合は地方税の源泉徴収はありません。)詳しくは販売会社にお問合せください。申込手数料については、販売会社により償還乗換優遇制度が適用になる場合があります。税法が改正等の場合には、上記の内容が変更になることがあります。

お買付時の費用

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額(当初は1口当たり1円)に申込口数を乗じた額に、2.1%(税抜2.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記においてご照会いただけます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
 電話番号 03-5469-2946 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)
 ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

- ・販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内(単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額)で取得する部分については無手数料となる場合(償還乗換優遇制度)があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- ・「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、無手数料とします。

投資期間中にかかる費用

1. 信託報酬等

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365%(税抜1.3%)の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.365%(税抜1.3%)	年0.735%(税抜0.7%)	年0.525%(税抜0.5%)	年0.105%(税抜0.1%)

2. その他の手数料等

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等、税金ならびに先物・オプション取引に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%(税抜0.005%)の率を乗じて得た額とします。毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。

ご換金時の費用

換金手数料はありません。

課税上の取扱い

1. 個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有している場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両方を取得する場合には、それぞれ別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

4. 課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、平成20年4月1日から、源泉徴収の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、平成20年4月1日から、源泉徴収の税率は15%（所得税15%）となる予定です。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

税法が改正等の場合には、上記内容が変更になることがあります。

7. ファンドの運用状況および経理状況について

ファンドの運用状況

(1)投資状況

(平成17年1月24日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,075,303,900	25.31
	アメリカ	378,786,064	8.91
	イギリス	78,461,007	1.85
	フランス	30,401,333	0.72
	スイス	24,274,051	0.57
	香港	24,051,964	0.57
	ドイツ	22,495,347	0.53
	イタリア	20,700,337	0.49
	オランダ	19,720,758	0.46
	スペイン	14,852,236	0.35
	スウェーデン	3,006,430	0.07
	フィンランド	2,322,405	0.06
小計		1,694,375,832	39.87
国債証券	日本	1,334,933,750	31.42
	ドイツ	141,932,040	3.34
	アメリカ	123,942,962	2.92
	フランス	85,316,045	2.01
	スペイン	36,511,337	0.86
	イギリス	29,892,870	0.70
	カナダ	13,591,125	0.32
地方債証券	日本	95,395,000	2.25
特殊債券	日本	242,352,920	5.70
社債券	日本	216,908,000	5.10
小計		2,320,776,049	54.62
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		234,203,531	5.51
合計(純資産額)		4,249,355,412	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄(平成17年1月24日現在)

順位	銘柄名	国・地域 /種類	業種/ 利率(%)	償還日/ 券面総額・株数	簿価単価/ 簿価額(円)	評価単価/ 評価額(円)	投資 比率
1	第232回利付国債(10年)	日本 国債証券	- 1.200	2011/6/20 200,000,000	101.89 203,770,000	102.68 205,366,000	1.13
2	第230回利付国債(10年)	日本 国債証券	- 1.100	2011/3/21 165,000,000	101.49 167,465,100	102.27 168,738,900	0.68
3	第755回政府保証公営企業債券	日本 特殊債券	- 2.200	2007/10/23 134,000,000	105.45 141,305,680	105.39 141,219,920	0.59
4	第222回利付国債(10年)	日本 国債証券	- 1.800	2010/6/21 130,000,000	105.96 137,746,700	106.44 138,372,000	0.51
5	第187回利付国債(10年)	日本 国債証券	- 3.300	2006/6/20 120,000,000	105.05 126,060,000	104.57 125,478,000	0.45

順位	銘柄名	国・地域 / 種類	業種/ 利率 (%)	償還日/ 券面総額・株数	簿価単価/ 簿価額 (円)	評価単価/ 評価額 (円)	投資 比率
6	第229回利付国債 (10年)	日本 国債証券	- 1.400	2011/3/21 100,000,000	103.35 103,348,000	104.06 104,062,000	0.45
7	第234回利付国債 (10年)	日本 国債証券	- 1.400	2011/9/20 100,000,000	102.94 102,938,000	103.82 103,819,000	0.44
8	第239回利付国債 (10年)	日本 国債証券	- 1.400	2012/6/20 100,000,000	102.27 102,268,000	103.36 103,359,000	0.43
9	第263回利付国債 (10年)	日本 国債証券	- 1.600	2014/9/20 100,000,000	101.42 101,417,000	102.62 102,615,000	0.42
10	第149全信連債券	日本 特殊債券	- 0.700	2007/4/27 100,000,000	101.10 101,100,000	101.13 101,133,000	0.40
11	第439回関西電力株式会社社債	日本 社債証券	- 1.540	2014/12/19 100,000,000	100.78 100,781,000	100.96 100,956,000	0.37
12	第244回利付国債 (10年)	日本 国債証券	- 1.000	2012/12/20 100,000,000	98.57 98,568,000	99.78 99,780,000	0.36
13	第464回中部電力株式会社社債	日本 社債証券	- 0.730	2013/5/24 100,000,000	95.08 95,078,000	96.31 96,306,000	0.36
14	第597回東京都公募公債	日本 地方債証券	- 0.600	2013/5/24 100,000,000	94.20 94,198,000	95.40 95,395,000	0.34
15	第200回利付国債 (10年)	日本 国債証券	- 2.000	2007/12/20 70,000,000	105.21 73,646,300	105.20 73,637,900	0.33
16	第186回利付国債 (10年)	日本 国債証券	- 3.200	2006/3/20 55,000,000	104.13 57,272,050	103.65 57,006,950	0.32
17	第190回利付国債 (10年)	日本 国債証券	- 2.900	2006/12/20 50,000,000	105.49 52,747,000	105.40 52,699,000	0.27
18	トヨタ自動車	日本 株式	輸送用機器 -	- 11,900	3,860.00 45,934,000	4,040.00 48,076,000	0.26
19	FRA GOVT 4%09/04/25	フランス 国債証券	- 4.000	2009/4/25 EUR 270,000	104.16 37,727,273	104.50 37,850,423	0.24
20	SPA GOVT 4%10/01/31	スペイン 国債証券	- 4.000	2010/1/31 EUR 260,000	104.24 36,357,870	104.68 36,511,337	0.24
21	GER BUNDS 3.75%09/01/04	ドイツ 国債証券	- 3.750	2009/1/4 EUR 250,000	103.35 34,661,006	103.54 34,724,728	0.24
22	GER BUNDS 4.75%28/07/04	ドイツ 国債証券	- 4.750	2028/7/4 EUR 220,000	106.47 31,421,284	110.48 32,605,962	0.24
23	UK GILT 5%14/09/07	イギリス 国債証券	- 5.000	2014/9/7 GBP 150,000	103.20 29,907,360	103.15 29,892,870	0.24
24	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本 株式	情報・通信業 -	- 162	179,000.00 28,998,000	178,000.00 28,836,000	0.24
25	GER BUNDS 6%07/01/04	ドイツ 国債証券	- 6.000	2007/1/4 EUR 200,000	107.24 28,771,151	106.71 28,631,098	0.22
26	FRA GOVT 4.75%12/10/25	フランス 国債証券	- 4.750	2012/10/25 EUR 190,000	107.89 27,499,543	109.43 27,892,066	0.22
27	US T-NOTE 3.875%09/05/15	アメリカ 国債証券	- 3.875	2009/5/15 USD 240,000	100.98 24,932,186	101.32 25,017,124	0.22
28	三菱東京フィナンシャル・グループ	日本 株式	銀行業 -	- 25	975,000.00 24,375,000	995,000.00 24,875,000	0.22
29	GER BUNDS 5.25%08/01/04	ドイツ 国債証券	- 5.250	2008/1/4 EUR 160,000	107.61 23,097,410	107.38 23,048,043	0.21
30	GER BUNDS 6%16/06/20	ドイツ 国債証券	- 6.000	2016/6/20 EUR 140,000	120.00 22,537,200	122.05 22,922,211	0.21

(注) 1. 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率(%)です。

2. 券面総額・株数の欄に通貨記載のないものは日本円です。

2. 種類別の投資比率（平成17年1月24日現在）

種類	投資比率
株式	39.87
国債証券	41.57
地方債証券	2.25
特殊債券	5.70
社債券	5.10
合計	94.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率（％）です。

3. 株式の業種別の投資比率（平成17年1月24日現在）

業種名	投資比率	業種名	投資比率
電気機器	3.67	通信サービス	0.50
金融	3.35	保険業	0.50
銀行業	2.80	素材	0.47
輸送用機器	2.62	サービス業	0.47
情報・通信業	2.05	証券、商品先物取引業	0.47
テクノロジー	1.88	その他製品	0.45
循環消費財・サービス	1.80	鉄鋼	0.44
ヘルスケア	1.59	不動産業	0.43
エネルギー	1.45	精密機器	0.33
化学	1.43	繊維製品	0.31
安定消費財・サービス	1.42	ガラス・土石製品	0.30
資本財・商業サービス	1.38	非鉄金属	0.24
小売業	1.19	石油・石炭製品	0.20
医薬品	1.08	ゴム製品	0.17
電気・ガス業	1.04	金属製品	0.16
卸売業	0.96	海運業	0.16
機械	0.88	パルプ・紙	0.14
陸運業	0.83	鋳業	0.09
公益	0.73	空運業	0.09
建設業	0.65	倉庫・運輸関連業	0.04
その他金融業	0.63	通信サービス	0.50
食料品	0.53	合計	39.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率（％）です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

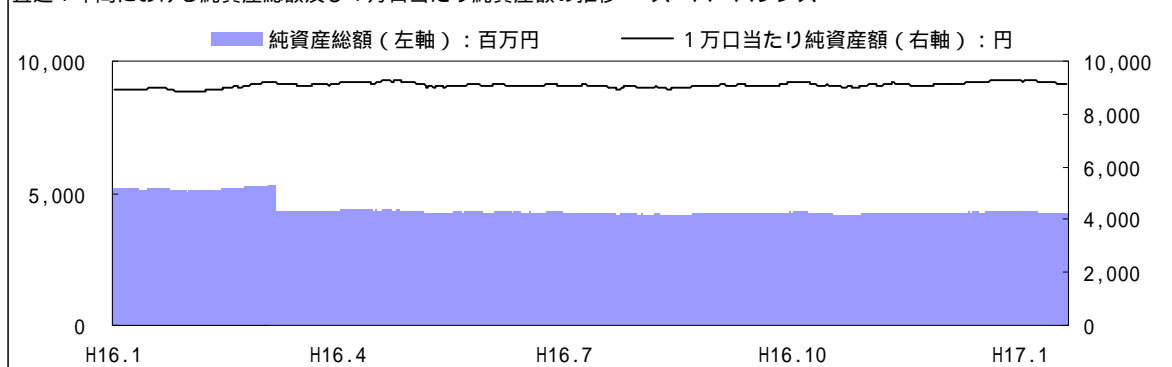
(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末(平成11年11月30日)	6,049,271,812	6,405,914,362	10,177	10,777
第2計算期間末(平成12年11月30日)	5,917,931,213	5,917,931,213	9,705	9,705

第3計算期間末(平成13年11月30日)	5,461,153,745	5,461,153,745	9,009	9,009
第4計算期間末(平成14年12月2日)	5,034,778,016	5,034,778,016	8,500	8,500
第5計算期間末(平成15年12月1日)	5,112,484,238	5,112,484,238	8,770	8,770
平成16年1月末現在	5,109,171,539	-	8,882	-
平成16年2月末現在	5,220,520,516	-	9,076	-
平成16年3月末現在	4,332,338,234	-	9,135	-
平成16年4月末現在	4,329,768,932	-	9,178	-
平成16年5月末現在	4,291,137,100	-	9,102	-
平成16年6月末現在	4,297,707,609	-	9,127	-
平成16年7月末現在	4,235,757,122	-	9,058	-
平成16年8月末現在	4,220,679,256	-	9,064	-
平成16年9月末現在	4,237,152,862	-	9,095	-
平成16年10月末現在	4,201,772,130	-	9,022	-
第6計算期間末(平成16年11月30日)	4,229,700,851	4,229,700,851	9,094	9,094
平成16年11月末現在	4,229,700,851	-	9,094	-
平成16年12月末現在	4,321,255,118	-	9,291	-
直近日(平成17年1月24日)	4,249,355,412	-	9,156	-

直近1年間における純資産総額及び1万口当たり純資産額の推移 <スーパーバランス>



分配の推移

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1計算期間(平成10年12月1日から平成11年11月30日まで)	600
第2計算期間(平成11年12月1日から平成12年11月30日まで)	0
第3計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)	0
第4計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)	0
第5計算期間(平成14年12月3日から平成15年12月1日まで)	0
第6計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月30日まで)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間(平成10年12月1日から平成11年11月30日まで)	7.77
第2計算期間(平成11年12月1日から平成12年11月30日まで)	4.64
第3計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)	7.17
第4計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)	5.65
第5計算期間(平成14年12月3日から平成15年12月1日まで)	3.18
第6計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月30日まで)	3.69

財務ハイライト情報

- 以下の「財務ハイライト情報」については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」より抜粋して記載しております。
- 当ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。
当ファンドの監査報告書については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付しております。

(1) 貸借対照表

区分	第5期 (平成15年12月1日現在)	第6期 (平成16年11月30日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	17,768,820	20,450,360
コール・ローン	293,139,560	209,805,966
株式	2,024,412,568	1,708,347,817
国債証券	2,131,809,271	1,711,098,375
地方債証券	93,145,000	94,198,000
特殊債券	280,552,000	276,108,042
社債券	276,679,800	216,936,000
未収配当金	4,199,133	4,983,890
未収利息	22,689,866	16,451,699
前払費用	2,806,368	1,115,043
流動資産合計	5,147,202,386	4,259,495,192
資産合計	5,147,202,386	4,259,495,192
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	907,100
未払受託者報酬	2,660,403	2,213,593
未払委託者報酬	31,924,784	26,563,032
その他未払費用	132,961	110,616
流動負債合計	34,718,148	29,794,341
負債合計	34,718,148	29,794,341
純資産の部		
元本		
元本	5,829,370,219	4,651,035,531
剰余金		
期末欠損金	716,885,981	421,334,680
(うち分配準備積立金)	(307,328,381)	(301,449,669)
剰余金合計	716,885,981	421,334,680
純資産合計	5,112,484,238	4,229,700,851
負債・純資産合計	5,147,202,386	4,259,495,192

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第5期 (自 平成14年12月3日 至 平成15年12月1日)	第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)
	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	29,906,888	28,811,564
受取利息	69,140,161	54,546,625
有価証券売買等損益	167,467,368	184,504,559
派生商品取引等損益	5,822,307	-
為替差損益	33,837,030	9,539,670
その他収益	368,022	370,889
営業収益合計	227,223,102	258,693,967
営業費用		
受託者報酬	5,206,799	4,719,533
委託者報酬	62,481,442	56,634,236
その他費用	2,556,264	3,018,119
営業費用合計	70,244,505	64,371,888
営業利益又は損失()	156,978,597	194,322,079
経常利益又は損失()	156,978,597	194,322,079
当期純利益又は純損失()	156,978,597	194,322,079
一部解約に伴う当期純損失分配額	30,495	-
一部解約に伴う当期純利益分配額	-	46,014,749
期首欠損金	888,147,047	716,885,981
欠損金減少額	14,776,973	149,111,809
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(14,776,973)	(149,111,809)
欠損金増加額	524,999	1,867,838
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(524,999)	(1,867,838)
分配金	-	-
期末欠損金	716,885,981	421,334,680

重要な会計方針

区分	第5期 (自 平成14年12月3日 至 平成15年12月1日)	第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、日本証券業協会が発表する基準値、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)証券会社の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)価額情報会社(野村総合研究所)の提供する価額 - などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間1年以内の公社債(外貨建公社債は除く)については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	同左

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。 (2)為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。	同左
4.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	同左
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左
6.その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成14年12月3日から平成15年12月1日までとなっております。	-

表示方法の変更

区分	第5期 (自平成14年12月3日 至平成15年12月1日)	第6期 (自平成15年12月2日 至平成16年11月30日)
1.貸借対照表関係	従来「期末剰余金」または「期末欠損金」の内訳として表示しておりました「当期利益」または「当期損失」は、投資信託財産計算規則の改正により、当期から記載しておりません。	-
2.損益及び剰余金計算書関係	従来の「当期利益」または「当期損失」については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「当期純利益」または「当期純損失」として表示しております。また、従来の「当期利益の分配額」または「当期損失の分配額」については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「当期純利益の分配額」または「当期純損失の分配額」として表示しております。	-

8. ファンドの運営方法などが知りたい

管理および運営の概要

1. 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、販売会社および下記委託会社において入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

2. 信託の終了（繰上償還）

当ファンドの信託期間は無期限ですが、以下の場合には所定の手続きを経て、信託を終了（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社がこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（他の委託会社が業務を引き継ぐ場合を除きます。）

受託会社が辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

委託会社が信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

・繰上償還の公告
・受益者に対して
書面の交付

全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間

1カ月以上の受益者が異議を述べる事が出来る期間

異議が受益権の総口数の2分の1以下
繰上償還を行います。

異議が受益権の総口数の2分の1超

繰上償還は行いません。委託会社は繰上償還をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

3. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについては、以下の手続きで行います。

・約款変更の公告
・受益者に対して
書面の交付

全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間

1カ月以上の受益者が異議を述べる事が出来る期間

異議が受益権の総口数の2分の1以下
約款変更を行います。

異議が受益権の総口数の2分の1超

約款変更は行いません。委託会社は約款変更をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

4. 償還金について

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場

合は翌営業日) から起算して5 営業日) から受益者に支払われます。

5. 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

6. 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとします。

7. 運用報告書について

委託会社は、法令等の定めるところにより、計算期間終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

8. その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

9. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益証券の募集・販売等の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3 カ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1 年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1 カ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1 年毎に自動更新されます。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

受益証券の名義書換手続および無記名式から記名式へのまたは記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行うことができます。名義書換手続は委託会社で行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取り次ぎます。名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。名義書換手続に関し、手数料は徴しません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益証券の譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益証券の再交付

委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。また、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記の無記名式もしくは記名式の受益証券の再交付の手続きを準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失等の事故を防ぐため、保護預り制度のご利用をおすすめいたします。

明治ドレスナー・アセットマネジメントの概況

1. 資本金の額(有価証券届出書提出日現在) : 10億円
2. 委託会社の沿革
 - 昭和61年11月 : コスモ投信株式会社設立
 - 平成10年10月 : ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 - 平成12年 2月 : 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 - 平成12年 7月 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
3. 大株主の状況(有価証券届出書提出日現在)

株主名	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	11,340株	90%
ドレスナー・グローバル・アセット・マネジメント・ ベタイリガングス・ジィ・エム・ピー・エイチ	ドイツ、フランクフルトD60301 ユルゲン・ポント・プラッツ1	1,261株	10%

その他のファンド情報

- (1) 国内投資信託受益証券の形態等
 - 追加型証券投資信託・無記名式受益証券(以下「受益証券」といいます。)
 - 当初の1口当たり元本は、1円です。
 - 格付けは取得していません。
- (2) 発行(売出)価額の総額
 - 1,000億円を上限とします。
- (3) 申込期間
 - 平成17年3月1日(火)から平成18年2月28日(火)まで
 - 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
- (4) 払込期日
 - 申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。
 - 申込期間中における各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に、販売会社から委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。
- (5) 振替機関に関する事項
 - 該当事項はありません。
- (6) その他
 - 申込証拠金はありません。
 - 本邦以外の地域における発行 : 該当事項はありません。
- (7) ファンドの詳細情報の項目(投資信託説明書(請求目論見書)の記載項目)
 - 有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。
 - 第1 ファンドの沿革
 - 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
 - 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価、(2) 保管、(3) 信託期間、(4) 計算期間、(5) その他
 - 2 受益者の権利等
 - 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表、(2) 損益及び剰余金計算書、(3) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況 純資産額計算書
 - 第5 設定及び解約の実績

用語集

投資信託説明書（目論見書）

証券取引法に基づいて作成された投資信託の説明書です。その内容は「ファンドの特徴」、「買付と換金」、「費用と税金」、「運用状況」、「運営方法」等がわかりやすく説明されています。投資信託をご購入の際は、詳細をご確認ください。

基本的な情報が記載され、投資家の皆様に必ず交付される「投資信託説明書(交付目論見書)」と、追加的な情報が記載され、投資家の請求に応じて交付される「投資信託説明書(請求目論見書)」があります。

約款(信託約款)

投資信託の基本的事項が定められた条項です。投資信託は、約款に基づいて運用・運営されています。投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社(委託者)と受託銀行(受託者)は、約款に基づいて信託契約を締結します。

運用報告書

投資信託がどのように運用され、その結果どうなったかを現在の運用内容と合わせて説明する報告書です。その内容は「投資環境」、「運用状況」、「今後の運用方針」、「費用」、「基準価額・分配金の状況」等を説明してあります。原則として、ファンドの計算期間毎に作成され、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

受益証券

投資信託の利益を受ける権利(受益権)を形にしたもので、一種の有価証券です。原則として、無記名式になっていますが、記名式にすることもできます。委託会社が発行し、販売会社を通じて投資家に交付されますが、一般的には保護預かり制度が利用されています。

保護預り

投資家の皆様の利便性を高めるために投資信託の受益証券を販売会社などが無料でお預かりする制度のことです。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失等の事故を防ぐため、保護預り制度のご利用をおすすめいたします。

申込手数料

投資信託購入に際し販売会社に支払う費用です。そのタイプは内枠制、外枠制また信託報酬の中から支払う等様々なタイプがあります。目論見書等でご確認ください。

信託報酬

投資信託の運用・管理にかかる費用で信託財産の中から委託会社・受託銀行・販売会社などに支払われます。目論見書や運用報告書の費用の項目で記載されています。

監査報酬(監査費用)

投資信託の監査を受けるための費用です。投資信託では、運用・運営が適正に行われているか監査法人の監査を受けることが義務づけられています。

基準価額

投資信託に組み入れている株式や公社債等をすべて時価等により評価し、債券の利息や株式の配当金等の収入を加えて資産総額を算出します。そこからファンドの運用に必要な費用などのコスト等の負債総額を差し引いて純資産総額を出し、さらにその日の受益権口数で割ったものが基準価額です。便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

$$\text{基準価額} = \frac{\text{ファンドの株式や債券等の資産総額} - \text{ファンドのコスト等の負債総額}}{\text{ファンドの総口数}}$$

信託財産

たくさんの投資家から集められたお金は、運用の専門家である委託会社が株式や公社債等を対象に証券・金融市場で運用しますが、そのまとまった資金のことです。信託財産は受託銀行によって管理、保管されます。

収益分配金

運用によって得た収益を分配方針にしたがって投資家に分配するもので、毎計算期末に支払われます。

ただし、運用状況等により每期、分配が行われるとは限りません。

収益分配金には、運用収益の分配として課税扱いとなる「普通分配金」と、元本の一部払戻しに相当するため非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

クローズド期間

効率的で計画的な運用を促進するため、購入後、一定期間は原則として換金(解約)できない期間を設けている投資信託があります。期間中は本人の死亡等、極めて限られたケース以外は換金できません。購入する前に確認してください。

償還金

信託期間に定めのある投資信託は、満期になった時点で信託財産を保有口数に応じて配分します。これを償還金といいます。なお、定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなった等やむを得ない事情が発生した場合は、繰り上げて償還することがあります。

信託財産留保額

信託期間の途中で換金される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。この留保金は基準価額や分配金に反映されます。ファンドによっては、徴収しないものもあります。また、購入時に徴収するものもあります。

信託約款

追加型証券投資信託 スーパーバランス 運用の基本方針

約款第 21 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の株式および公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

1) 投資対象

日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

2) 投資態度

日本を含む世界各国（米、英、独、仏、香港等）の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行ないます。

外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行ないません。

運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から、グローバルアセットアロケーションをはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 70% 未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 50% 以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第 25 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は、約款第 26 条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

毎年 1 回決算を行ない、次の方針に基づき分配を行ないます。

1) 分配対象額の範囲は、利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。

2) 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

3) 留保益の運用については特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託 スーパーバランス
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、リソナ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金50億円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第7項、第52条、第53条、第54条第1項および第56条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの種類の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの種類は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については50億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位、価額および手数料)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対しては、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって売却します。ただし、別に定めるスーパーバランスにかかる累積投資口座約款による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって売却することができるものとします。

前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、本条第3項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益証券の価額は1口につき1円とします。

前項の手数料の額は、次のとおりとします。

1. 当該取得申込の口数(以下「当該取得申込総口数」といいます。)に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が2%を上限としてそれぞれ個別に定める手数料率を基準価額に乗じて得た額とし、当該手数料率をあらかじめ委託者に通知するものとします。
2. 証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託)にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた証券会社または登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額のうちのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。)については第1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、第1号に定める当該取得申込総口数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社または登

録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。ただし、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して申し出た場合には、本号の適用はありません。
前各項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券および5,000万口券の7種類とします。

別に定める契約および保衛預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(運用の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えること

となる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて外貨建有価証券の買付け代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるもの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとし、

(外貨建資産への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースパペーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとし、

(一括登録)

第35条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第36条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとし、

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内の額とし、

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとするを原則とします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る会計監査費用は第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該会計監査費用に係る消費税等に相当する金額とともに、信託財産中から支弁するものとし、

本条第1項、第2項に規定する支出金を、以下「諸経費」といいます。

(信託報酬等の額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(追加信託金および一部解約金の計算方法)

第47条 [削 除]

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第49条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日まで、一部解約金については、第49条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印鑑を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第51条 受益者は、自己の保有する受益証券につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとし、

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第52条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下ることとなる場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、

一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条の2 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

前項の買取請求に関する取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいし、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいし、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年12月1日

東京都中央区日本橋本町1丁目9番4号
委託者 コスモ投信投資顧問株式会社

大阪市中央区備後町2丁目2番1号
受託者 株式会社大和銀行

スーパーバランス

追加型株式投資信託（バランス型）

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

1. 当ファンドの受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年2月28日に関東財務局長に提出しており、平成17年3月1日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に内外の株式および公社債を投資対象としています。一般的に株式および公社債の価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 投資信託は、元本が保証された商品ではありません。
4. 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。
5. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
6. 本書は、証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)です。

発行者名 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 森 晋吉
 本店の所在の場所 : 東京都港区北青山三丁目6番7号
 届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : スーパーバランス
 届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額 : 上限 1,000億円
 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

投資信託説明書(請求目論見書)の目次

	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	
1 申込(販売)手続等	1
2 換金(解約)手続等	2
第3 管理及び運営	
1 資産管理等の概要	2
2 受益者の権利等	5
第4 ファンドの経理状況	6
1 財務諸表	9
2 ファンドの現況	26
第5 設定及び解約の実績	26

第1 ファンドの沿革

平成10年12月1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成16年11月30日 第6期決算

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

1. 受益証券の取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。
2. 受益証券の取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)
ホームページアドレス(<http://www.mdam.co.jp/>)
3. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「分配金再投資コース」を選択する場合には、受益証券の取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約(販売会社により異なる名称を用いる場合があります。)を締結する必要があります。
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
4. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
5. 取得申込者と販売会社との間で保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社に受益証券の保管を委託することができます。なお、「分配金再投資コース」の場合、受益証券は全て保護預りとなります。
6. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができるものとします。
7. 申込期間中における受益証券の取得申込みの受付時間は、午後3時まで(年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合には、午前11時まで)とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
8. 申込手数料
申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、2.1%(税抜2.0%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額となります。
「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。(以下同じ。)
申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「別に定める契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内(単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額)で取得する部分については無手数料となる場合(償還乗換え)があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2 換金（解約）手続等

・信託の一部解約（解約請求制）

1. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp/>）

「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

2. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。
3. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約にかかる受益証券については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
4. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
5. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記1.の規定に準じて計算された価額とします。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。
7. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
8. 換金（解約）手数料はありません。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、販売会社および下記委託会社において入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp/>）

(2) 保管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管（保護預り）することができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は受益者の責任において保管することになりますので、大切に保管してください。

なお、「分配金再投資コース」でお申込みの場合は、受益者と販売会社の間に取り交わされる「別に定める契約」に基づき、受益証券はすべて販売会社が保管します。

(3) 信託期間

この信託の期間は無期限です。

(4) 計算期間

1. 当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。
2. 上記1.にかかわらず、上記1.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、当ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) その他

1. 信託の終了および繰上償還条項

）委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部解約により、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

）委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

）上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

）上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社は、)の信託契約の解約を行わないものとします。

）委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

）)から)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずに)の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3. 委託会社の認可取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「7. 信託約款の変更)」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は信託約款変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

5. 償還金について

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して5営業日目）から受益証券と引換えに受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

6. 委託会社の営業譲渡および承継に伴う取扱い

) 委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

) 委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

7. 信託約款の変更

) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

) 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

) 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

) 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、)の信託約款の変更をしません。

) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがい

8. 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとします。

9. 運用報告書

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより、計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることできます。

10. その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

11. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

12. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益証券の募集・販売等の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3カ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1カ月前までに委託者および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金請求権

1. 受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
3. 受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
4. 分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社が、「別に定める契約」に基づき、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で決算日の翌営業日に自動的に再投資されます。

償還金請求権

1. 受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
3. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
4. 受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益証券の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

信託の一部解約の実行請求権

受益者は、受益証券の一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。受益証券の一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

記名式の受益証券を有する受益者については、あらかじめ印鑑を届出するものとし、収益分配金の場合は収益分配金交付票に、償還金・一部解約金の場合は受益証券に記名し届出印を押捺するものとし、委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

第4 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、第5期計算期間（平成14年12月3日から平成15年12月1日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第6期計算期間（平成15年12月2日から平成16年11月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5期計算期間（平成14年12月3日から平成15年12月1日まで）及び第6期計算期間（平成15年12月2日から平成16年11月30日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成16年1月30日


明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士
関与社員

埜内 巧 

関与社員 公認会計士

鈴木敏夫 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランスの平成14年12月3日から平成15年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランスの平成15年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成17年1月17日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

代表社員
関与社員

公認会計士

坪 田 巧 晴



関与社員 公認会計士

鈴木敏夫



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランスの平成15年12月2日から平成16年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランスの平成16年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

スーパーバランス

(1) 貸借対照表

区分	第5期 (平成15年12月1日現在)	第6期 (平成16年11月30日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	17,768,820	20,450,360
コール・ローン	293,139,560	209,805,966
株式	2,024,412,568	1,708,347,817
国債証券	2,131,809,271	1,711,098,375
地方債証券	93,145,000	94,198,000
特殊債券	280,552,000	276,108,042
社債券	276,679,800	216,936,000
未収配当金	4,199,133	4,983,890
未収利息	22,689,866	16,451,699
前払費用	2,806,368	1,115,043
流動資産合計	5,147,202,386	4,259,495,192
資産合計	5,147,202,386	4,259,495,192
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	907,100
未払受託者報酬	2,660,403	2,213,593
未払委託者報酬	31,924,784	26,563,032
その他未払費用	132,961	110,616
流動負債合計	34,718,148	29,794,341
負債合計	34,718,148	29,794,341
純資産の部		
元本		
元本	5,829,370,219	4,651,035,531
剰余金		
期末欠損金	716,885,981	421,334,680
(うち分配準備積立金)	(307,328,381)	(301,449,669)
剰余金合計	716,885,981	421,334,680
純資産合計	5,112,484,238	4,229,700,851
負債・純資産合計	5,147,202,386	4,259,495,192

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第5期 (自 平成14年12月3日 至 平成15年12月1日)	第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)
	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	29,906,888	28,811,564
受取利息	69,140,161	54,546,625
有価証券売買等損益	167,467,368	184,504,559
派生商品取引等損益	5,822,307	-
為替差損益	33,837,030	9,539,670
その他収益	368,022	370,889
営業収益合計	227,223,102	258,693,967
営業費用		
受託者報酬	5,206,799	4,719,533
委託者報酬	62,481,442	56,634,236
その他費用	2,556,264	3,018,119
営業費用合計	70,244,505	64,371,888
営業利益又は損失()	156,978,597	194,322,079
経常利益又は損失()	156,978,597	194,322,079
当期純利益又は純損失()	156,978,597	194,322,079
一部解約に伴う当期純損失分配額	30,495	-
一部解約に伴う当期純利益分配額	-	46,014,749
期首欠損金	888,147,047	716,885,981
欠損金減少額	14,776,973	149,111,809
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(14,776,973)	(149,111,809)
欠損金増加額	524,999	1,867,838
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(524,999)	(1,867,838)
分配金	-	-
期末欠損金	716,885,981	421,334,680

重要な会計方針

区分	第5期 (自 平成14年12月3日 至 平成15年12月1日)	第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表する基準値、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額 - などに基いて時価評価しております。ただし、残存期間1年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。	同左
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>	同左

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	同左
6. その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成14年12月3日から平成15年12月1日までとなっております。	-

表示方法の変更

区分	第5期 (自 平成14年12月3日 至 平成15年12月1日)	第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)
1. 貸借対照表関係	従来「期末剰余金」または「期末欠損金」の内訳として表示しておりました「当期利益」または「当期損失」は、投資信託財産計算規則の改正により、当期から記載しておりません。	-
2. 損益及び剰余金計算書関係	従来の「当期利益」または「当期損失」については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「当期純利益」または「当期純損失」として表示しております。 また、従来の「当期利益の分配額」または「当期損失の分配額」については、投資信託財産計算規則の改正により、当期から「当期純利益の分配額」または「当期純損失の分配額」として表示しております。	-

注記事項

(貸借対照表関係)

区分	第5期 (平成15年12月1日現在)
1. 期首元本額	5,922,925,063円
期中追加設定元本額	3,795,404円
期中解約元本額	97,350,248円
2. 投資信託財産計算規則第41条の 2に規定する額	元本の欠損 716,885,981円

(貸借対照表関係)

区分	第6期 (平成16年11月30日現在)
1. 期首元本額	5,829,370,219円
期中追加設定元本額	20,343,071円
期中解約元本額	1,198,677,759円
2. 投資信託財産計算規則第41条の 2に規定する額	元本の欠損 421,334,680円

(損益及び剰余金計算書関係)

第5期 (自 平成14年12月3日 至 平成15年12月1日)		
分配金の計算過程		
<p>計算期間末に、解約に伴う当期純損失分配額を控除した受取配当金、受取利息、有価証券売買等損益、派生商品取引等損益、為替差損益、その他収益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注1）、分配準備積立金（配当等収益）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した326,172,144円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p>		
（単位：円）		
受取配当金	A	29,906,888
受取利息	B	69,140,161
有価証券売買等損益	C	167,467,368
派生商品取引等損益	D	5,822,307
為替差損益	E	33,837,030
その他収益	F	368,022
解約に伴う当期純損失分配額	G	30,495
経費	H	70,244,505
繰越欠損金補てん額	I	88,500,654
収益調整金（その他収益調整金）（注1）	J	18,843,763
分配準備積立金（配当等収益）（注2）	K	156,920,320
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）	L	81,899,623
分配対象収益合計	M (A + B + C + D + E + F + G - H - I + J + K + L)	326,172,144
当ファンドの当期末残存受益権口数	N	5,829,370,219(口)
分配可能額	O (M)	326,172,144
1口当たり分配可能額	P (O / N)	0.0560
1口当たり分配額	Q	0
収益分配金額	R	0
<p>（注1）収益調整金</p> <p>収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。</p> <p>収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。</p> <p>収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができません。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p>		
<p>（注2）分配準備積立金（配当等収益）</p> <p>経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>		
<p>（注3）分配準備積立金（有価証券売買等利益）</p> <p>経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>		

(損益及び剰余金計算書関係)

第6期 (自 平成15年12月2日 至 平成16年11月30日)		
分配金の計算過程		
<p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した受取配当金、受取利息、有価証券売買等損益、為替差損益、その他収益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注1)、分配準備積立金(配当等収益)(注2)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した317,721,025円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(配当等収益、有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p>		
(単位:円)		
受取配当金	A	28,811,564
受取利息	B	54,546,625
有価証券売買等損益	C	184,504,559
為替差損益	D	9,539,670
その他収益	E	370,889
解約に伴う当期純利益分配額	F	46,014,749
経費	G	64,371,888
繰越欠損金補てん額	H	92,703,159
収益調整金(その他収益調整金)(注1)	I	16,271,356
分配準備積立金(配当等収益)(注2)	J	180,330,303
分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)	K	65,515,195
分配対象収益合計	L (A + B + C + D + E - F - G - H + I + J + K)	317,721,025
当ファンドの当期末残存受益権口数	M	4,651,035,531(口)
分配可能額	N (L)	317,721,025
1口当たり分配可能額	O (N / M)	0.0683
1口当たり分配額	P	0
収益分配金額	Q	0
(注1) 収益調整金		
<p>収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金(その他収益調整金)と収益調整金(有価証券売買等損益相当額)の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金(その他収益調整金)に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金(有価証券売買等損益相当額)に計上されます。</p> <p>収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。</p> <p>収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができません。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p>		
(注2) 分配準備積立金(配当等収益)		
<p>経費控除後の配当等収益(受取利息、受取配当金等)は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金(配当等収益)に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>		
(注3) 分配準備積立金(有価証券売買等利益)		
<p>経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>		

(有価証券関係)

売買目的有価証券

第5期 (平成15年12月1日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	2,024,412,568	188,630,976
国債証券	2,131,809,271	42,581,073
地方債証券	93,145,000	2,539,000
特殊債券	280,552,000	4,555,000
社債券	276,679,800	5,275,400
合計	4,806,598,639	133,680,503

売買目的有価証券

第6期 (平成16年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,708,347,817	86,303,419
国債証券	1,711,098,375	15,635,992
地方債証券	94,198,000	1,053,000
特殊債券	276,108,042	187,000
社債券	216,936,000	2,365,200
合計	4,006,688,234	105,544,611

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

第5期 (自平成14年12月3日 至平成15年12月1日)	第6期 (自平成15年12月2日 至平成16年11月30日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引および外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスク、外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第5期 (平成15年12月1日現在)	第6期 (平成16年11月30日現在)
1口当たり純資産額 0.8770円 (1万口当たり純資産額 8,770円)	1口当たり純資産額 0.9094円 (1万口当たり純資産額 9,094円)

(3) 附属明細表

第1有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
		円	円	
大林組	4,000	640	2,560,000	
清水建設	5,000	528	2,640,000	
鹿島建設	11,000	446	4,906,000	
大東建託	900	4,660	4,194,000	
大和ハウス工業	5,000	1,106	5,530,000	
積水ハウス	6,000	1,137	6,822,000	
山崎製パン	2,000	934	1,868,000	
麒麟麦酒	8,000	987	7,896,000	
コカ・コーラウエストジャパン	900	2,565	2,308,500	
ローソン	1,100	3,710	4,081,000	
味の素	4,000	1,165	4,660,000	
日清食品	1,000	2,560	2,560,000	
日本たばこ産業	7	975,000	6,825,000	
帝人	10,000	442	4,420,000	
東レ	11,000	453	4,983,000	
クラレ	4,000	849	3,396,000	
旭化成	9,000	508	4,572,000	
王子製紙	5,000	587	2,935,000	
日本製紙グループ本社	7	466,000	3,262,000	
住友化学	9,000	513	4,617,000	
三菱化学	11,000	307	3,377,000	
信越化学工業	2,300	3,990	9,177,000	
三井化学	4,000	540	2,160,000	
J S R	1,300	2,135	2,775,500	
野村総合研究所	300	9,140	2,742,000	
電通	23	282,000	6,486,000	
花王	4,000	2,480	9,920,000	
三共	2,100	2,015	4,231,500	
武田薬品工業	3,300	5,060	16,698,000	
山之内製薬	1,500	3,760	5,640,000	
塩野義製薬	2,000	1,388	2,776,000	
藤沢薬品工業	1,600	2,665	4,264,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
中外製薬	3,000	1,615	4,845,000	
エーザイ	1,400	3,070	4,298,000	
大正製薬	2,000	1,980	3,960,000	
テルモ	1,100	2,640	2,904,000	
オリエンタルランド	500	6,650	3,325,000	
フジテレビジョン	11	218,000	2,398,000	
ヤフー	30	474,000	14,220,000	
日本オラクル	600	5,160	3,096,000	
富士写真フイルム	3,100	3,620	11,222,000	
コニカミノルタホールディングス	2,500	1,322	3,305,000	
資生堂	4,000	1,419	5,676,000	
新日本石油	8,000	677	5,416,000	
東燃ゼネラル石油	3,000	955	2,865,000	
ブリヂストン	3,000	1,865	5,595,000	
住友ゴム工業	1,000	868	868,000	
旭硝子	7,000	1,130	7,910,000	
東陶機器	3,000	919	2,757,000	
日本碍子	2,000	857	1,714,000	
新日本製鐵	41,000	254	10,414,000	
ジェイエフイーホールディングス	3,300	2,960	9,768,000	
住友金属鉱山	5,000	772	3,860,000	
住友電気工業	6,000	1,080	6,480,000	
東洋製罐	1,000	1,683	1,683,000	
住生活グループ	2,500	1,815	4,537,500	
豊田自動織機	2,700	2,370	6,399,000	
S M C	600	11,360	6,816,000	
小松製作所	7,000	701	4,907,000	
クボタ	12,000	509	6,108,000	
ダイキン工業	2,600	2,720	7,072,000	
ブラザー工業	2,000	825	1,650,000	
日立製作所	13,000	667	8,671,000	
東芝	12,000	437	5,244,000	
三菱電機	9,000	505	4,545,000	
マブチモーター	200	7,070	1,414,000	
日本電産	300	12,100	3,630,000	
オムロン	1,100	2,355	2,590,500	
日本電気	8,000	569	4,552,000	
富士通	8,000	648	5,184,000	
NECエレクトロニクス	500	4,680	2,340,000	
セイコーエプソン	900	4,210	3,789,000	
松下電器産業	9,000	1,531	13,779,000	
シャープ	5,000	1,653	8,265,000	
ソニー	5,000	3,750	18,750,000	
T D K	500	7,390	3,695,000	
三洋電機	8,000	340	2,720,000	
ヒロセ電機	200	10,910	2,182,000	
アドバンテスト	400	7,680	3,072,000	
キーエンス	200	23,300	4,660,000	
デンソー	4,100	2,465	10,106,500	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ファナック	1,100	6,430	7,073,000	
ローム	500	9,830	4,915,000	
京セラ	800	7,250	5,800,000	
村田製作所	900	5,380	4,842,000	
日東電工	800	5,360	4,288,000	
三菱重工業	30,000	295	8,850,000	
日産自動車	16,400	1,085	17,794,000	
トヨタ自動車	12,300	3,860	47,478,000	
NOK	600	2,985	1,791,000	
アイシン精機	1,200	2,215	2,658,000	
本田技研工業	3,300	4,930	16,269,000	
スズキ	2,700	1,859	5,019,300	
ニコン	2,000	1,142	2,284,000	
オリンパス	1,000	1,986	1,986,000	
HOYA	600	10,720	6,432,000	
キヤノン	3,700	5,160	19,092,000	
リコー	3,000	1,824	5,472,000	
凸版印刷	3,000	1,071	3,213,000	
大日本印刷	3,000	1,538	4,614,000	
ヤマハ	1,200	1,453	1,743,600	
任天堂	800	12,380	9,904,000	
伊藤忠商事	10,000	467	4,670,000	
三井物産	10,000	892	8,920,000	
東京エレクトロン	700	5,670	3,969,000	
住友商事	8,000	868	6,944,000	
三菱商事	7,500	1,303	9,772,500	
ユニ・チャーム	300	4,770	1,431,000	
セブン・イレブン・ジャパン	4,700	3,140	14,758,000	
しまむら	200	7,660	1,532,000	
高島屋	2,000	976	1,952,000	
伊勢丹	1,600	1,201	1,921,600	
丸井	2,300	1,366	3,141,800	
クレディセゾン	800	3,470	2,776,000	
イトーヨーカ堂	2,500	4,080	10,200,000	
イオン	4,600	1,739	7,999,400	
新生銀行	3,000	688	2,064,000	
三菱東京フィナンシャル・グループ	27	975,000	26,325,000	
UFJホールディングス	23	546,000	12,558,000	
三井トラスト・ホールディングス	4,000	787	3,148,000	
三井住友フィナンシャルグループ	27	715,000	19,305,000	
千葉銀行	4,000	655	2,620,000	
横浜銀行	7,000	650	4,550,000	
静岡銀行	4,000	905	3,620,000	
住友信託銀行	6,000	686	4,116,000	
みずほ信託銀行	21,000	183	3,843,000	
みずほフィナンシャルグループ	48	448,000	21,504,000	
アイフル	600	11,700	7,020,000	
アコム	990	7,750	7,672,500	
プロミス	700	7,200	5,040,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
オリックス	500	13,100	6,550,000	
ジャフコ	200	6,210	1,242,000	
大和証券グループ本社	7,000	704	4,928,000	
日興コーディアルグループ	9,000	514	4,626,000	
野村ホールディングス	8,000	1,447	11,576,000	
三井住友海上火災保険	6,000	908	5,448,000	
損害保険ジャパン	4,000	986	3,944,000	
ミレアホールディングス	8	1,450,000	11,600,000	
T & Dホールディングス	350	4,800	1,680,000	
三井不動産	5,000	1,203	6,015,000	
三菱地所	6,000	1,165	6,990,000	
住友不動産	3,000	1,267	3,801,000	
東京急行電鉄	7,000	524	3,668,000	
小田急電鉄	3,000	576	1,728,000	
東日本旅客鉄道	16	566,000	9,056,000	
西日本旅客鉄道	10	420,000	4,200,000	
東海旅客鉄道	9	841,000	7,569,000	
近畿日本鉄道	9,000	341	3,069,000	
日本通運	4,000	486	1,944,000	
ヤマト運輸	3,000	1,467	4,401,000	
日本郵船	2,000	548	1,096,000	
商船三井	9,000	639	5,751,000	
日本航空	12,000	292	3,504,000	
上組	2,000	799	1,598,000	
日本テレビ放送網	140	14,860	2,080,400	
日本電信電話	38	462,000	17,556,000	
KDDI	17	508,000	8,636,000	
ボーダフォン	13	285,000	3,705,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	181	179,000	32,399,000	
東京電力	6,100	2,460	15,006,000	
中部電力	3,300	2,400	7,920,000	
関西電力	3,800	2,000	7,600,000	
東北電力	2,300	1,827	4,202,100	
東京瓦斯	13,000	413	5,369,000	
大阪瓦斯	12,000	314	3,768,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	9	306,000	2,754,000	
セコム	2,000	4,070	8,140,000	
コナミ	800	2,245	1,796,000	
ベネッセコーポレーション	700	3,290	2,303,000	
ヤマダ電機	400	4,420	1,768,000	
ファーストリテイリング	500	7,750	3,875,000	
ソフトバンク	2,100	5,080	10,668,000	
日本円小計	689,684		1,060,960,200	
		米ドル	米ドル	
ABBOTT LABORATORIES	730	42.43	30,973.90	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	800	95.50	76,400.00	
DU PONT(E.I.)DE NEMOURS	1,160	45.33	52,582.80	
ALLSTATE CORP	500	50.46	25,230.00	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	500	35.59	17,795.00	
ALCOA INC	1,016	34.48	35,031.68	
AMGEN INC	575	60.74	34,925.50	
AMERICAN EXPRESS COMPANY	500	55.82	27,910.00	
WYETH	550	39.66	21,813.00	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	800	63.78	51,024.00	
ANHEUSER-BUSCH COS INC	1,030	50.03	51,530.90	
TYCO INTERNATIONAL LTD	1,100	33.46	36,806.00	
EQUITY OFFICE PROPERTIES TRUST	2,200	27.67	60,874.00	
COMCAST CORP-CL A	1,000	30.23	30,230.00	
APPLIED MATERIALS INC	1,500	16.93	25,395.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1,260	41.19	51,899.40	
BELLSOUTH CORP	820	27.08	22,205.60	
BOEING CO	400	53.62	21,448.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	800	23.55	18,840.00	
CATERPILLAR INC	200	91.16	18,232.00	
JPMORGAN CHASE & CO	1,766	37.31	65,889.46	
CISCO SYSTEMS INC	2,700	18.94	51,138.00	
COCA-COLA COMPANY	1,200	39.71	47,652.00	
CENDANT CORP	1,800	22.45	40,410.00	
TARGET CORP	700	51.90	36,330.00	
DELL INC	1,193	40.82	48,698.26	
MORGAN ST DEAN WITTER & CO	500	51.13	25,565.00	
THE WALT DISNEY CO.	1,500	27.06	40,590.00	
DOW CHEMICAL	900	50.80	45,720.00	
EBAY INC	300	112.62	33,786.00	
EMC CORP/MASS	1,500	13.36	20,040.00	
BANK OF AMERICA CORP	2,466	46.34	114,274.44	
CITIGROUP INC	2,300	44.96	103,408.00	
EMERSON ELECTRIC CO	600	67.25	40,350.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	3,600	51.37	184,932.00	
FANNIE MAE	500	67.95	33,975.00	
FREDDIE MAC	400	66.99	26,796.00	
WACHOVIA CORP	800	52.30	41,840.00	
FIRST DATA CORP	500	41.61	20,805.00	
GILLETTE COMPANY	390	43.30	16,887.00	
GENERAL ELECTRIC CO.	3,700	35.30	130,610.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	200	105.08	21,016.00	
HEWLETT-PACKARD CO.	1,750	20.10	35,175.00	
HOME DEPOT INC	1,500	43.03	64,545.00	
INTEL CORP	3,400	23.09	78,506.00	
JOHNSON & JOHNSON	1,280	60.20	77,056.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	300	63.87	19,161.00	
LILLY(ELI)&CO	400	54.32	21,728.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	600	84.01	50,406.00	
LOWE'S COS INC	600	56.42	33,852.00	
MBNA CORP	600	26.81	16,086.00	
MCDONALD'S CORPORATION	1,900	30.75	58,425.00	
METLIFE INC	600	38.80	23,280.00	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
MEDTRONIC INC	1,900	48.37	91,903.00	
MERCK & CO. INC	900	27.67	24,903.00	
MERRILL LYNCH & CO	400	56.27	22,508.00	
MICROSOFT CORP	3,800	26.76	101,688.00	
3M CO	500	80.00	40,000.00	
MOTOROLA INC	1,100	19.44	21,384.00	
FORD MOTOR COMPANY	2,300	14.23	32,729.00	
NIKE INC-CL B	600	85.74	51,444.00	
WELLS FARGO & COMPANY	1,000	62.20	62,200.00	
ORACLE CORPORATION	2,200	12.68	27,896.00	
EXELON CORP	1,600	42.48	67,968.00	
PEPSICO INC	800	50.45	40,360.00	
PFIZER INC	2,908	27.33	79,475.64	
ALTRIA GROUP INC	1,000	57.89	57,890.00	
PROCTER&GAMBLE CO	1,000	54.10	54,100.00	
TIME WARNER INC	3,227	17.82	57,505.14	
QUALCOMM INC	800	41.59	33,272.00	
US BANCORP	1,200	29.81	35,772.00	
SCHLUMBERGER LTD	500	66.06	33,030.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	200	48.96	9,792.00	
SOUTHERN CO	1,800	33.43	60,174.00	
SBC COMMUNICATIONS INC	1,500	25.35	38,025.00	
CHEVRON TEXACO CORP	2,228	54.66	121,782.48	
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,100	24.57	27,027.00	
UNITED TECHNOLOGIES CORP	300	97.25	29,175.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	1,100	82.98	91,278.00	
VIACOM INC-CL B	1,180	34.80	41,064.00	
WALGREEN CO	600	38.46	23,076.00	
WAL-MART STORES INC	1,300	53.15	69,095.00	
WASHINGTON MUTUAL INC	700	40.57	28,399.00	
YAHOO! INC	700	38.13	26,691.00	
米ドル小計			米ドル	
	100,329		3,881,685.20	
			(400,512,278)	
		スターリングポンド	スターリングポンド	
BHP BILLITON PLC	3,400	6.18	20,995.00	
BAA PLC	2,800	5.85	16,380.00	
BRITISH SKY BROADCASTING PLC	2,221	5.62	12,482.02	
DIAGEO PLC	2,769	7.48	20,698.27	
GUS PLC	1,200	8.80	10,554.00	
COMPASS GROUP PLC	9,182	2.41	22,082.71	
HSBC HOLDINGS PLC	6,380	8.99	57,356.20	
UNILEVER PLC	1,700	4.87	8,279.00	
RIO TINTO PLC-REG	1,500	15.46	23,190.00	
VODAFONE GROUP PLC	23,436	1.43	33,572.07	
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	1,741	16.25	28,291.25	
BP PLC	9,006	5.41	48,722.46	
SHELL TRANSPRT&TRADNG CO PLC	4,100	4.45	18,224.50	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
LLOYDS TSB GROUP PLC	3,386	4.26	14,415.89	
TESCO PLC	4,958	3.03	15,010.34	
GLAXOSMITHKLINE PLC	2,934	11.25	33,007.50	
ASTRAZENECA PLC	781	20.95	16,361.95	
HBOS PLC	2,200	7.35	16,159.00	
BT GROUP PLC	4,200	1.95	8,179.50	
NATIONAL GRID TRANSCO PLC	3,400	4.85	16,490.00	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	2,500	3.33	8,325.00	
BARCLAYS PLC	3,820	5.44	20,761.70	
スターリングポンド小計			スターリングポンド	
	97,614		469,538.36	
			(91,667,974)	
		スイスフラン	スイスフラン	
ZURICH FINANCIAL SERVICES	127	175.40	22,275.80	
NOVARTIS AG-REG SHS	1,132	55.85	63,222.20	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	326	121.60	39,641.60	
NESTLE SA-REGISTERED	238	297.00	70,686.00	
UBS AG-REGISTERED	609	93.05	56,667.45	
CREDIT SUISSE GROUP-REG	593	45.30	26,862.90	
スイスフラン小計			スイスフラン	
	3,025		279,355.95	
			(25,211,874)	
		香港ドル	香港ドル	
CLP HOLDINGS LTD	8,500	45.00	382,500.00	
CHEUNG KONG	5,000	74.75	373,750.00	
HANG SENG BANK	2,600	109.00	283,400.00	
HUTCHISON WHAMPOA	8,000	69.00	552,000.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	4,000	79.00	316,000.00	
香港ドル小計			香港ドル	
	28,100		1,907,650.00	
			(25,295,439)	
		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
ERICSSON LM-B SHS	6,000	22.40	134,400.00	
スウェーデンクローネ小計			スウェーデンクローネ	
	6,000		134,400.00	
			(2,064,384)	
		ユーロ	ユーロ	
SAP AG	138	136.55	18,843.90	
E.ON AG	576	64.38	37,082.88	
BASF AG	894	51.05	45,638.70	
ALLIANZ AG-REG	260	95.12	24,731.20	
DAIMLERCHRYSLER AG-REG	875	33.96	29,715.00	
SIEMENS AG	982	60.85	59,754.70	
DEUTSCHE BANK AG -REG	292	64.45	18,819.40	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	1,217	15.94	19,398.98	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ASSICURAZIONI GENERALI	1,360	23.42	31,851.20	
ENEL SPA	2,652	6.72	17,808.18	
ENI SPA	1,065	18.65	19,863.31	
TELECOM ITALIA SPA	5,323	2.92	15,543.16	
L'OREAL	315	55.20	17,388.00	
LVMH	184	54.00	9,936.00	
VIVENDI UNIVERSAL	1,520	22.48	34,169.60	
TOTAL SA	236	165.40	39,034.40	
FRANCE TELECOM SA	536	23.44	12,563.84	
CARREFOUR SA	381	36.17	13,780.77	
SANOFI-AVENTIS SA	181	57.35	10,380.35	
AXA	1,095	17.81	19,501.95	
BNP PARIBAS	468	52.45	24,546.60	
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	423	43.11	18,235.53	
ROYAL DUTCH PETROLEUM	895	43.24	38,699.80	
ABN AMRO HOLDING NV	440	18.52	8,148.80	
UNILEVER NV-CVA	364	47.66	17,348.24	
KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICNV EINDHOV	1,099	19.69	21,639.31	
ING GROEP N.V.	940	20.72	19,476.80	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	1,929	12.45	24,016.05	
BANCO SANTANDER CENTRAL HISP	3,075	9.04	27,798.00	
TELEFONICA S.A.	2,283	13.27	30,295.41	
NOKIA OYJ	1,950	12.38	24,141.00	
一口小計			一口	
	33,948		750,151.06	
			(102,635,668)	
合計				
	958,700		1,708,347,817	
			(647,387,617)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		円	円	
国債証券	第184回利付国債(10年)	70,000,000	72,116,800	
国債証券	第186回利付国債(10年)	55,000,000	57,272,050	
国債証券	第187回利付国債(10年)	120,000,000	126,060,000	
国債証券	第222回利付国債(10年)	130,000,000	137,746,700	
国債証券	第229回利付国債(10年)	100,000,000	103,348,000	
国債証券	第230回利付国債(10年)	165,000,000	167,465,100	
国債証券	第232回利付国債(10年)	200,000,000	203,770,000	
国債証券	第234回利付国債(10年)	100,000,000	102,938,000	
国債証券	第239回利付国債(10年)	100,000,000	102,268,000	
国債証券	第244回利付国債(10年)	100,000,000	98,568,000	
国債証券	第263回利付国債(10年)	100,000,000	101,417,000	
	国債証券小計	1,240,000,000	1,272,969,650	
地方債証券	第597回東京都公募公債	100,000,000	94,198,000	
	地方債証券小計	100,000,000	94,198,000	
特殊債券	政府保証第730回公営企業債	170,000,000	175,008,042	
特殊債券	第149回全信連債	100,000,000	101,100,000	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	特殊債券小計	270,000,000	276,108,042	
社債券	第501回東京電力株式会社社債	20,000,000	19,400,000	
社債券	第457回中部電力株式会社社債	100,000,000	102,458,000	
社債券	第464回中部電力株式会社社債	100,000,000	95,078,000	
	社債券小計	220,000,000	216,936,000	
	日本円小計	1,830,000,000	1,860,211,692	
		米ドル	米ドル	
国債証券	US T-NOTE 4.625% 06/05/15	180,000	184,442.40	
国債証券	US T-NOTE 2.375% 06/08/15	190,000	188,069.60	
国債証券	US T-NOTE 3.875% 09/05/15	240,000	242,342.40	
国債証券	US T-NOTE 5% 11/08/15	100,000	105,734.00	
国債証券	US T-NOTE 5% 11/08/15	20,000	21,146.80	
国債証券	US T-NOTE 4.25% 13/08/15	150,000	149,905.50	
国債証券	US T-NOTE 4% 14/02/15	180,000	175,892.40	
国債証券	US T-BOND 6.125% 27/11/15	110,000	126,052.30	
	米ドル小計		米ドル	
		1,170,000	1,193,585.40	
		(120,720,600)	(123,154,141)	
		カナダドル	カナダドル	
国債証券	CAN GOVT 5.25% 12/06/01	150,000	159,129.00	
	カナダドル小計		カナダドル	
		150,000	159,129.00	
		(13,035,000)	(13,828,310)	
		スターリングポンド	スターリングポンド	
国債証券	UK GILT 5% 14/09/07	150,000	154,800.00	
	スターリングポンド小計		スターリングポンド	
		150,000	154,800.00	
		(29,284,500)	(30,221,604)	
		ユーロ	ユーロ	
国債証券	GER BUNDS 6% 07/01/04	200,000	214,470.00	
国債証券	GER BUNDS 5.25% 08/01/04	160,000	172,176.00	
国債証券	GER BUNDS 3.75% 09/01/04	250,000	258,375.00	
国債証券	GER BUNDS 6% 16/06/20	140,000	168,000.00	
国債証券	GER BUNDS 4.75% 28/07/04	170,000	180,200.00	
国債証券	FRA GOVT 4% 09/04/25	270,000	281,232.00	
国債証券	FRA GOVT 4.75% 12/10/25	270,000	291,303.00	
国債証券	FRA GOVT 4% 13/04/25	140,000	143,374.00	
国債証券	SPA GOVT 4% 10/01/31	260,000	271,024.00	
	ユーロ小計		ユーロ	
		1,860,000	1,980,154.00	
		(254,485,200)	(270,924,670)	
	合計	2,247,525,300	2,298,340,417	
		(417,525,300)	(438,128,725)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額です。

(注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有望証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 84 銘柄 国債証券 8 銘柄	76.5%	23.5%	13.1%
カナダドル	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.3%
スターリングポンド	株式 22 銘柄 国債証券 1 銘柄	75.2%	24.8%	3.0%
スイスフラン	株式 6 銘柄	100.0%	-	0.6%
香港ドル	株式 5 銘柄	100.0%	-	0.6%
スウェーデンクローネ	株式 1 銘柄	100.0%	-	0.1%
ユーロ	株式 31 銘柄 国債証券 9 銘柄	27.5%	72.5%	9.3%

第2 有望証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成17年1月24日現在)

資産総額	4,258,185,278 円
負債総額	8,829,866 円
純資産総額 (-)	4,249,355,412 円
発行済数量	4,641,150,291 口
1口当たり純資産額 (/)	0.9156 円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間(平成10年12月1日から平成11年11月30日まで)	7,455,238,478	1,511,195,969
第2 計算期間(平成11年12月1日から平成12年11月30日まで)	536,115,110	382,106,870
第3 計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)	21,897,711	58,184,003
第4 計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)	6,633,984	145,473,378
第5 計算期間(平成14年12月3日から平成15年12月1日まで)	3,795,404	97,350,248
第6 計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月30日まで)	20,343,071	1,198,677,759

スーパーバランス